

「片平中学校いじめ防止基本方針」

郡山市立片平中学校

1 はじめに

ここに定める「片平中学校いじめ防止基本方針」は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本校においていじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

- (1) いじめ防止の対策は、「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめ根絶をめざす。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、心の教育を推進する。
- (3) 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを発見した際は、適切かつ迅速にこれに対処する。
- (4) いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先に考え、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下で、いじめの問題の克服を目指す。

3 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) いじめの防止

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 保護者は、子どもの「いじめを許さない心」を育てるため、規範意識や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩みを相談できる雰囲気づくりに努める。
- ③ 生徒及びその保護者並びに教職員にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための研修や啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくいことを認識し、些細な兆候も見逃さず、早い段階から積極的に寄り添い、生徒理解に努める。
- ② 学校におけるいじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査等を行う。

- ③ 生徒や保護者がいじめを訴えたり、相談したりできるよう、定期的な教育相談を実施したり、スクールカウンセラーへの電話相談窓口を周知したり、いじめに係る相談を行うことができる相談体制を整える。その際、いじめを訴える生徒の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、生徒及び保護者に必要な啓発活動を行う。

(3) いじめへの対処

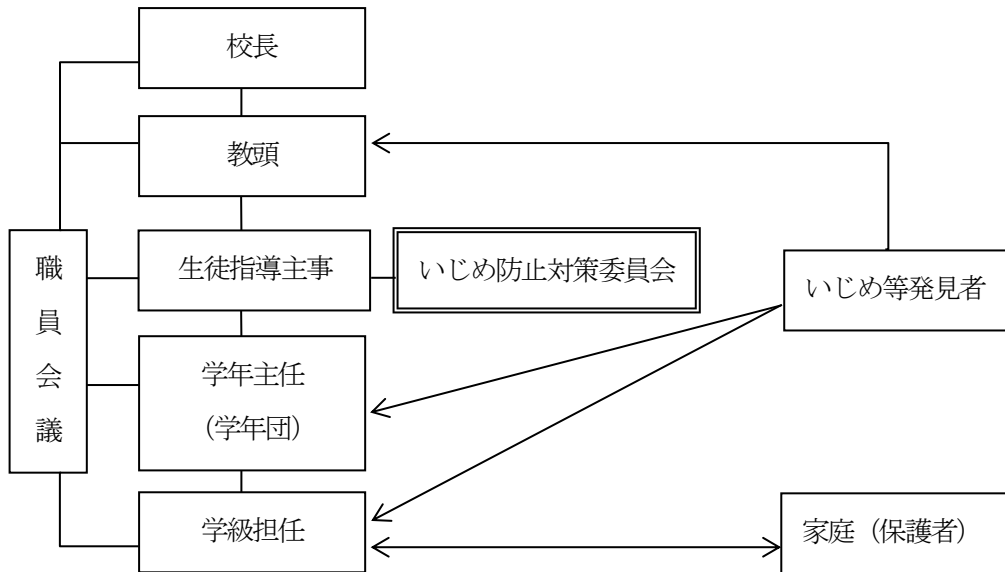
- ① いじめの訴えやいじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、関係する生徒から事情を聴取し事実の確認を行う。
- ② 事実に基づき、関係する生徒及び保護者に適切な指導を組織的に行う。
- ③ 状況に応じて、郡山市教育委員会、郡山北警察署、県中児童相談所への連携協力を依頼する。

4 いじめ防止等のための指導體制

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- ① 校長を委員長とし、教頭、生徒指導主事、各学年主任、当該生徒担任、部活動顧問、養護教諭、特別支援学級担任、スクールカウンセラー等、必要に応じて適切に組織する。(プロジェクトチームとする。)
- ② 週1回の自立支援チーム会議において、いじめ防止に向けた情報交換、共通理解、対策等の検討を行う。

(2) 報告・指導系統



(3) 対応の実際

	具体的な対応
校長・教頭	○全体の指導・助言 ○教育委員会への報告・連絡・相談 ○関係機関との連絡・相談 ○マスコミ等への対応
生徒指導主事	○いじめ防止対策委員会の主催 ○指導態勢・対応策の策定 ○生徒・保護者への啓発活動 ○調査の実施と報告
養護教諭	○保健室来室生徒の情報提供 ○いじめを受けた生徒の保護・相談

学年主任 (学年団)	○学年会の主催 ○担任への指導・助言 ○学年態勢作り (○いじめ事案の共通理解 ○学年組織としていじめへの対応) ○学年内のいじめに関する状況把握と報告 ○対応状況についての報告・連絡・相談 ○全体指導記録の集約・整理
学級担任	○日常の生徒観察、教育相談等によるいじめの実態把握 ○いじめを受けた生徒、いじめをした生徒への対応(聞き取り、指導) ○家庭との連携 ○生徒個々の記録の累積
部活動顧問	○部内の人間関係の把握・指導
教育相談係	○教育相談計画の作成 ○カウンセリング
情報教育担当者	○情報モラル教育の推進 ○SNS 安全利用研修会等の実施

5 いじめ防止対策年間計画

月	実施計画	内 容
4	生徒指導全体協議会(職員会)	いじめ防止対策についての共通理解を図る。
5	いじめ防止啓発月間 学校生活アンケート①	入学式(始業式)以降の学校生活状況(いじめ含む)を把握する。 アンケートの実施とリーフレットの配付を行う。
6	携帯電話等安全教室	通信機器の利用について理解を深める。
8	学校生活アンケート②	第1回アンケートを踏まえ、生活改善の意識を高める。
11	個別面談	新人戦以後、学年半ばの実態について把握する。
1	学校生活アンケート③	冬休み以降、3学期の学校生活状況(いじめ含む)を把握する。
2	生徒指導全体協議会(職員会)	年間の総括を行い、次年度への対策を講ずる。(PDCA)

6 いじめの早期発見、未然防止のための対策

(1) 道徳教育や学級活動の充実

- ① 道徳の授業における、「主として人とのかかわりに関すること」の内容を要として、学校の教育活動全体を通じて、思いやりの心、友情の大切さ、寛容の心等の醸成を図る。
- ② **「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、未然防止のため授業充実を図る。**
- ② いじめは許されない行為であることを繰り返し指導する。(本法 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。)
- ③ 発達障がいのある生徒の共通理解を図るとともに、周りの生徒の理解や支援する雰囲気を持つ学級づくりに努める。
- ④ 学級内のコミュニケーションを活性化させるとともに、ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターを活用し社会性を育てる。

(2) 早期発見のための措置

- ① 年間3回(5月、8月、1月)のいじめ調査を教育課程に位置づけて実施し、実態把握を行うとともに、いじめ事案への組織的対応を行う。**特に5月を「いじめ防止啓発月間」とする。**

- ② 全教職員が、常に生徒に目を向け、生活記録ノートからの情報等から、ささいないじめの兆候を把握しその兆候を見逃さない。
 - ③ 学級担任は、学級に対して、日頃より十分に指導し、教師が「いじめは絶対にゆるされない」という姿勢を学級に浸透させ、学級力向上を図り、望ましい学級環境を構築する。また、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を醸成し、いじめ等の情報は早急に担任に報告するように指導する。
 - ④ 学級担任は、日頃より家庭との連絡を密に行い、保護者からの情報収集に努める。
- (3) 教育相談体制の整備
- ① 定期的な二者相談、三者相談を通して、生徒及び保護者のいじめに関する実態把握を行う。
 - ② 日頃より、受容的な態度で生徒に接し、生徒からの相談等に積極的に耳を傾け、生徒の実態把握を行う。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ① 技術・家庭や学級活動において情報モラル教育を計画的に行い、ネットトラブル等の事例等についても指導する。
 - ② 生徒及び保護者を対象とした学習会を開催し、情報端末の正しい利用の方法についての啓発活動を行う。
- (5) その他
- ① 学年だより等による、積極的な啓発活動を行う。
 - ② 生徒会によるいじめ根絶に向けた、自治的な活動を支援する。
 - ③ 小中の連携と交流を充実させ、小中9年間を見通した体系的・計画的な社会体験活動、自然体験活動、心の教育を推進する。
 - ④ いじめ相談窓口を生徒に周知させる。

福島いじめSOS (福島県教育委員会) 0120-916-024 ダイヤルSOS (福島県教育委員会) 0120-453-1411

7 いじめの事案に対する対応

(1) いじめの相談を教職員が受けた場合

- ① 相談を受けた教職員は、該当学年主任に相談の内容を報告する。
- ② 該当学年主任は、生徒指導主事に報告する。
- ③ 「いじめ防止対策委員会（定期又は臨時）」を開催し、該当生徒、周囲の生徒、加害生徒等から事実確認を行う。
- ④ 必要に応じて、質問紙等による調査を行う。

(2) いじめの事実を確認した場合

- ① いじめの事実を確認した教職員は、該当生徒の担任と学年主任に報告する。
- ② 各学年主任は生徒指導主事に報告する。
- ③ 生徒指導主事は、「いじめ防止対策委員会（定期又は臨時）」を開催し、いじめの事実の概要確認及び、今後の対応について協議する。
- ④ 必要に応じて、「いじめ防止対策委員会」で組織的に、該当生徒、周囲の生徒、加害生徒等から事実確認を行う。

- ⑤ いじめ防止対策委員会の協議のもとで、いじめを受けた生徒及び保護者への支援、及びいじめを行った生徒及び保護者への助言・指導を行う。
 - ⑥ 生徒指導主事は、職員会議（職員打合せ）において、いじめの事実の概要の共通理解を図り、全ての教職員により継続的な指導・支援を継続する。
 - ⑦ スクールカウンセラーとの連携等により、該当生徒への継続した支援・心のケアを行う。
 - ⑧ 校長は、いじめの事実及びその後の措置を教育委員会に報告する。
- ※ 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して教育上必要がある場合は、懲戒を加えることができる。（第25条）

(3) インターネットによるいじめが生じた場合

- ① (2) いじめの事実を確認した場合と、同様の対応を行う。
- ② 学級担任または学年主任はサイトの掲示板の確認、画面の保存、印刷、保管等を行い事実の確認を行う。
- ③ SNS 管理者または、県警察本部県民サービスセンターに不適切な情報の削除を依頼する。
- ④ 生徒と保護者に利用上のルールや約束について改めて、しっかり話し合うよう指導する。
- ④ 校長は、必要に応じ、警察等の専門機関に相談する。県警察本部県民サービスセンター（024-533-9110）

(4) いじめを受けた生徒が教室での学習に不安を訴えた場合

- ① いじめ防止対策委員会で対応を協議する。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を保障するため、状況によりいじめを行った生徒及び保護者へ説明を行ったうえで、いじめを行った生徒を別室で学習させる。
- ② 別室での学習を行わせる場合は、該当する生徒に不利益にならないように配慮し、学級担任または学年主任が個別の学習支援計画を作成し、いじめ防止対策委員会に報告する。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合

- ① 校長は、警察に通報し、警察との協力体制の下で指導、支援を進める。

(6) 重大事態が発生した場合（生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合）（生徒がいじめにより長期にわたり欠席を余儀なくされた場合）

- ① (2) いじめの事実を確認した場合と、同様の対応を行う。
- ② 質問紙調査等を行い、事実関係を正確に把握し、記録を集積する。
- ③ 臨時いじめ防止対策委員会（職員会議）を開催し、いじめの概要を確認する。
- ④ 校長は、教育委員会へ報告するとともに、指示を受けながら対応を進める。
- ⑤ 臨時PTA総会・緊急保護者会等を開催し、いじめ事案の概要と対応等について説明を行う。

(7) 生徒にけががある場合

- ① 学校運営計画 救急処置計画（15-（5）-⑥⑦）による。

(8) 保護者への情報提供及び支援・指導の留意点

- ① いじめをうけた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との関係が悪化しないように、保護者へ対して適切な情報の提供と指導の方針や経過の報告等を行い、支援・指導にあたる。
- ② 保護者への情報提供及び支援・指導は、原則として中学校に保護者が来校しておこなう。必ずいじめ防止対策委員を含めた複数の教職員で対応するとともに、その際の記録を取る。
- ③ 誤解等が生じないように、原則としていじめをうけた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者のみでの面会、協議等は避ける。